



Title	西周の三川と河南の三川と
Author(s)	井上, 了
Citation	中国研究集刊. 2023, 69, p. 253-266
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/90871
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

西周の三川と河南の三川と

井上 了

はじめに

『史記』等によれば、幽王と太子とが敗死して陝西の周が失陥した後、幽王の廃太子だった宜臼^{ぎきゆう}が陝東へ逃れて周の王位を主張したという（平王）。幽王以前を「西周」、平王以降を「東周」とする呼称が後世には定着したが、東周王朝自身にとって、自ら「東周」を称して「西周」との別を強調する理由はなかったはずだ（注1）。

「西周」・「東周」とは本来、平王東遷の前後を指している語ではなく、戦国期に分立した二つの周公国を指す語だった。これは戦国史の分野では常識に属する事柄だが、『国語』周語は幽王敗滅の予兆として「幽王二年、西周、三川皆震。」をいう（注2）。「西周」を東遷以前の周王朝あるいはその時代を指している用法は、魏晉頃に始まり南北朝に一般化したと思われるのだが、『国語』周語は、幽王以前の陝西を「西周」と呼んだ、漢代以前では事実上唯一の用例となっている（注3）。

本稿では、周を東西に呼び分けた先秦の用例を再確認し、『国語』が幽王敗滅の予兆とする「西周三川皆震。」の意味を検討したい。

平王の「王城」から敬王の「成周」への東遷

幽王の敗滅（前七七一年）後、平王は王城（^{しやうじょう}郊廓か）へ遷^{うつ}り、平王から景王（在位前五四五〇前五二〇年）までの十二代、二世紀半の間、周王は基本的に王城に居していたとされる（注4）。

前五二〇年（魯昭公二十二年）に景王が崩じると子の王子猛（悼王）が立てられたというが、悼王の異母兄とされる王子朝が反し、悼王を倒して自立した（注5）。悼王の同母弟だという王子^{かい}丐も王を称し（敬王）、二人の周王が並び立つ事態となったが、前五一六年（魯昭公二十六年）後半には晋に支援された敬王の優勢が決定的となり、王子朝らは周の典籍を奉じて楚へ出奔した。敬王はいったん王城へ入ったが、王子朝派が強い王城を避けて東のかた成周（洛邑か）へ遷^{うつ}ったという（注6）。

河南の「西周」と鞏の「東周」との分立

敬王の後を承けた元王・定王（貞定王）も引き続き成周に都していたとされるが（注7）、定王の崩後に考王が弟を河南（旧王城か）に封じた。その経緯について『史記』周本紀は以下のように述べる。

二十八年、定王崩。長子去疾立。是為哀王。哀王立三月、弟叔襲殺哀王而自立。是為思王。思王立五月、少弟嵬攻殺思王而自立。是為考王。……考王封其弟于河南。是為桓公。以統周公之官職。

定王の崩後まず長子の哀王が立ったが、三ヶ月後に弟の思王が哀王を襲殺して自立し、五ヶ月後さらに弟の考王が思王を攻殺して自立した。考王の下にもさらに弟があつたが、考王はこの弟を西のかた河南に封じて「周公の官職」を継がせた。これを周の桓公と呼ぶ。四兄弟による殺し合いは三弟と末弟とによる山分けで手打ちとなった。河南国（周公国）の設置はおそらく考王の即位後まもなくの前四四〇年頃（三晋が智氏を滅した頃）だったろう。

周本紀はさらに次のように続く。

桓公卒、子威公代立。威公卒、子惠公代立。乃封其少子於鞏以奉王、号東周、惠公。

周威公が卒し子の惠公が立つと、「その少子」が鞏に封じられ「東周の惠公」とされた（注8）。これは前三六七年のこととされ、田斉の諸侯公認や

晋の滅亡よりやや後、商鞅変法のやや前にあたる。もとの周公国の継承について『史記』は記さないが、『史記索隱』によると、もとの惠公の長子「西周公」と呼ばれたという。つまり、王室から分立した周公国は、河南の西周公と鞏の東周公へとさらに分かれたことになる。これ以降の東西周の世系等について『史記』や『戦国策』等はほとんど何も記さない（注9）。周王ははじめ東周の勢力下にあつたが、王赧（在位前三一四〜前二五六）の時に西周へ鞍替えしたらしい（注10）。だが西周は前二五六年に秦昭王により滅されて周の民は東へ亡れ（注11）、さらに前二四九年には呂不韋が東周を滅ぼしたという（注12）。

戦国後期には、周王の他に河南（旧王城か）の西周と鞏の東周とが並存しており、「西周」・「東周」は東西の周公国を指す語であつた。『戦国策』には「東周与西周戦」「東周与西周争」といった篇が多く収められており、『韓非子』や『呂氏春秋』にも「東周」の名は見えるが、これらはすべて東周公国を指しており、「東遷後の周王朝」の意味で「東周」を用いた例は漢代以前には見出せない。

後代における「東周」・「西周」の用法

後漢末に至っても、「東周」・「西周」の語はたとえば次のように「東西に分裂した周公国」の意味で用いられていたようだ。

応邵『漢官儀』曰、河南尹、所治周地也。洛陽、本成周。周之衰微、分為東西周。秦兼天下、置三川、洛・河・伊也。漢更名河南。（『太平御覽』職官部五十・尹）（注13）

ところで、『詩』王風・黍離の序に

黍離、閔宗周也。周大夫行役至于宗周、過故宗廟、宮室尽為禾黍。閔周室之顛覆、彷徨不忍去、而作是詩也。

とあるが、これの鄭箋は

「宗周」、鎬京也、謂之西周。「周」、王城也、謂之東周。

という。すなわち鄭玄は、東西の周公国をではなく、宗周・鎬京の故地を「西周」、河南の王城を「東周」と呼んでいる。だがこれは東遷後の鎬京（の遺跡）や王城に対するいわば地名呼称で、王朝名や時代名として「西周」・「東周」を用いたものではなさそうだ。

「東遷前の周王朝」・「東遷後の周王朝」という時間的な意味で「西周」・「東周」を用いた例は、杜預『春秋経伝集解』の序

曰、然則『春秋』何始於魯隱公。答曰、周平王、東周之始王也。隱公、讓国之賢君也。考乎其時則相接、言乎其位則列国、本乎其始則周公之祚胤也。若平王能祈天永命、紹開中興。隱公能弘宣祖業、光啓王室。則西周之美可尋、文武之迹不墜。是故因其曆数、附其行事、采周之旧、以会成王義、垂法将来。所書之王、即平王也。所用之歷、即周正也。所称之公、即魯隱公也。安在其黜周而王魯乎。〔文選〕杜元凱「春秋左氏伝序」

翰曰、「西周」謂平王未東遷時。（六臣注）遷居洛邑、平王為首、是「始王」也。……成王雖暫至洛邑、還歸鎬京、

為「西周」。平王始居東周、故云「東周之始王」也。（孔疏）

あたりが最古と思われる（注14）。杜預は平王を「中興」の王だとするが、平王を「東周の始王」と呼んでおり、「東周」を一個の王朝あるいは時代と見なしているとしてよいだろう。杜預における「西周」・「東周」の用法は、あるいは周語が陝西を「西周」と呼ぶことから着想されたものかもしれない。「左伝癖」を自認する杜預は『国語』をも読み込んでいたはずで、實際杜注は『国語』を引いてもいる（注15）。その由来はともかく、杜預以降には、「西周」・「東周」はたとえば以下のように「幽王以前の周」・「平王以降の周」の意でひろく用いられるようになった。

案、道經之作、著自西周。仏經之来、始乎東漢。年踰八百、代懸數十。〔南齊書〕高逸列伝・〔南史〕隱逸伝上引顧歡「夷夏論」昔東周既遷、鎬京遂其不復。長安一乱、邠・洛永以為居。夏后以万国朝諸侯、文王以六州匡天下。〔梁書〕元帝紀・〔南史〕梁本紀下引大宝三年三月己丑王僧弁等奉表）

これら南北朝の用例においては、「西周」・「東周」が東西に分裂した周公国を指す語だという意識はすでに薄れているようだ。

『国語』における「西周」

ところで、冒頭に述べたように、『国語』周語上は「幽王二年、西周三川皆震。」という地異を載せる。『国語』はこの後に、伯陽父なる人物の「周将亡矣。」という予言と「夫天地之氣、不失其序。若過其序、民乱之也。陽

伏而不能出、陰迫而不能烝、於是地震。今三川地震、是陽失其所而鎮陰也。陽失而在陰、川源必塞。源塞、国必亡。……昔伊洛竭而夏亡、河竭而商亡。今周德若二代之季矣、其川源又塞、塞必竭。夫国必依山川、山崩川竭、亡之徵也。川竭、山必崩。若国亡不過十年、數之紀也。夫天之所棄、不過其紀。」という長文の解説を続け、「是歳也、三川竭、岐山崩。十一年、幽王乃滅、周乃東遷。」という結末を述べる(注16)。『史記』周本紀等に見える類似の文はいずれも『国語』を踏まえたものと思われ、幽王敗滅以前の周王朝あるいは宗周・鎬京の地を「西周」と呼んだ用例は、前漢以前では『国語』周語上が事実上唯一となる(注17)。なお、『史記』周本紀は『国語』を踏まえて「幽王二年、西周三川皆震。」としており、『国語』の「西周」を後人の修文(たとえば劉向あたりが「周」を「西周」と改めた、等)とみることも困難だ。

韋昭『国語注』は「西周三川皆震。」について「西周、謂鎬京也。幽王在焉。邠岐之所近也。三川、涇・渭・洛。出於岐山也。震、動也。地震、故三川亦動也、川竭也。」とし、「周乃東遷。」については「東遷、謂平王遷於洛汭也。」という。つまり韋昭は鄭玄と同様に、『国語』の「西周」を時代呼称ではなく地名だとする。『国語』の「西周三川」を「東遷以前の三川」という時代を冠した地名と解するのはたしかに不自然で、これは「鎬京の三川」・「陝西地方の三川」という場所について述べたものとすべきだろう。『史記正義』も周本紀の「幽王二年、西周三川皆震。」を「此時以王城為東周、鎬京為西周。」とするが、「西周」が陝西を指す地名だとしても、東遷以前を指す時代呼称だとしても、幽王の居所をわざわざ「西周の三川」という必要はないはずだ。そもそも陝西地方あるいは鎬京や宗周を「西周」と称した先秦の用例は他になく、陝西に「三川」という地名があった痕跡も『国語』やこれを踏まえた『史記』等以外には見出せない。

王子朝の乱における「西王」と「東王」と

ところで、周公国の東西分立より前にも、周を東西に呼び分けた用法は実は存在したことになる。

上に見たように、魯昭公二十二年(前五二〇年)に王子朝が周王となり、異母弟の王子丐も周王を称して争った。この対立の渦中、『左伝』の昭公二十三年(前五一九年)に「八月丁酉、南宮極震。」とある。王子朝の卿士であった南宮極が震死したという記事だが、これを承けて王子丐側の裒弘が「周之亡也、其三川皆震。今西王之大臣亦震。天棄之矣。東王、必大克。」と判じている。つまり裒弘は、王城に拠る王子朝を「西王」、劉に拠る王子丐を「東王」と呼んでおり、西王側の大臣であった南宮極の震死を「周之亡也、其三川皆震。」という伝承と重ねて「天が西王を見捨て東王を支持した」と判じたこととなる(注18)。

『国語』や『左伝』のいう時系列を信じれば、『国語』が伝える幽王時の「西周三川皆震。」という故事が先にあり、これを承けて春秋末期の裒弘が「周之亡也、其三川皆震。今西王之大臣亦震。天棄之矣。」と判じたことになるだろう。だが、これらの文章には様々な意味で問題がある。

まず、『国語』の「西周三川」という文言がそもそも不審である。繰り返し述べているように、「西周」・「東周」は戦国期の周公国について言う語で、これを幽王以前あるいは陝西について用いる例は後漢以降に降る。

また、『左伝』の「周之亡也、其三川皆震。」が幽王の故事として伝承されてきたものであれば、これは「周」全体にとって忌むべき過去ではなく、これを吉兆とする裒弘の占断には無理がある。もし南宮極の震死を「周之亡也、其三川皆震。」と重ねるなら、自分たちが奉じる王子丐ではなく、南

宮極らが奉じる王子朝を正統の周王と認めることになりかねない(注19)。

杜注は『左伝』の「八月丁酉、南宮極震。」を経文の「八月乙未、地震。」と関連付け、地震で倒壊した建物の下敷きとなって南宮極が死んだとする。だが経文の「乙未、地震。」と伝文の「丁酉、南宮極震。」との間には二日の差があり、孔疏の「周魯相去千里、故震日不同。」という説明も成り立ちがたい(注20)。そもそも地震とは一定の地域・範囲で起こるもので、たとえ死者が一名だったとしても、個人名を掲げた「南宮極震。」という書法は不自然だ。これはむしろ落雷による震死と解すべきだろう(注21)。

「南宮極震」の「震」を地震と解すれば、地震が個人を襲ったという不自然な読解に陥る。だが、「西周三川皆震」の「震」を落雷だと解すれば、三川全体といった広域に落雷の被害が及んだというやはり不自然な読解に陥る(注22)。「南宮極震」の「震」と「西周三川皆震」の「震」とは本来は別物で、南宮極の震死と三川の地震とを重ねる婁弘の発言は、「震」という文字の一致に牽かれた後人の作文かと疑われる。

河南の「三川」

『左伝』の「周之亡也、其三川皆震。」について、杜注は、韋昭と同様に「三川、涇・渭・洛水也。」という。だが「三川」とは通常、陝西の涇水・渭水・洛水の三つの河川ではなく、伊水・洛水・黄河が流れる河南の地、秦代の三川郡を指して用いられる語だろう(注23)。

平王が都し二周が分立した三川の地は、現在では伊洛盆地(伊洛河盆地・洛陽盆地とも)と呼ばれる。中原(華北平原)と関中(渭水盆地)とは黄土高原や太行山脈により隔てられているが、伊洛盆地は華北平原の西端、太行山脈の南、秦嶺山脈の北にあつて、中原と函谷関とをつなぐ狭い回廊

となっている。これは、献公期に東方進出を再開した秦にとっても重要なルートで、秦の武王(在位前三一〇〜前三〇七)は、三川を確保できれば「死して恨みず」とまで述べたという(注24)。

武王の悲願は莊襄王元年(前二四九年)に達成され、秦は韓から成皋・滎陽(あるいは鞏)を奪って三川郡を置いた。これらの城邑は伊洛盆地の東端、中原への出口にあたり、秦はこの回廊全体を確保した上で三川郡を置いたこととなる。この功労者は呂不韋とされ、秦末には李由(李斯の子、始皇の女嬪)が三川郡守に任じられた。三川の重要性が窺えよう(注25)。だが滅秦の後、項羽はこの地に河南王申陽を立て、劉邦は河南国を廢して河南郡を置いた。郡名としての「三川」は秦帝国とともに消滅したのだ。

戦国後期の人にとつて、「周の三川」とは、伊洛盆地にあつた周の王畿、秦の攻勢にさらされていた両周の地を当然に指したはずだ。もちろん『左伝』や戦国諸子等は幽王敗滅の史実を認識しており、「周の滅亡」を過去のこととして言う(注26)。だが戦国後期に「周之亡也、其三川皆震。」という伝承があつたとすれば、それは「数百年前に幽王が滅びた際、陝西の三川が震えた」という意味だったとは思われない。当時の人々の多くは、周の王畿が陝西だったとは意識していなかったろう。たとえば『孟子』離婁下に「文王生於岐周、卒於畢郢。西夷之人也。」とあり、陝西を王畿ではなく「西夷」とみなす。また梁惠王下の「書曰、湯一征、自葛始、天下信之。東面而征、西夷怨。南面而征、北狄怨。曰、奚為後我。」も(殷の版図を前提としてだが)河南を中央とみて「西夷」・「北狄」の語を用いたものだろう。さらにたとえば『史記』周本紀の末尾には次のようにある。

太史公曰、学者皆称「周伐紂、居洛邑。」綜其实不然。武王嘗之、成王使召公卜居、居九鼎焉、而周復都豐・鎬。至犬戎敗幽王、周乃東徙于

洛邑。(注27)

漢初の「学者」らは、周が伐殷後そのまま洛邑に居したものだと思い込んでいたらしい。現に、高祖へ長安奠都の利を説いた婁敬は

周之先自后稷、堯封之邵。積德累善十有余世、……遂滅殷、成王即位、周公之属傳相焉。乃當成周洛邑、以此為天下之中也。諸侯四方納貢職、道里均矣。……及周之衰也、分而為兩、天下莫朝、周不能制也。(『史記』劉敬叔孫通列伝)

と述べている。婁敬は、周が滅殷後そのまま河南に都して天下を支配し、やがて衰えて東西に分裂したと思っていたようだ。『史記』自身も

昔唐人都河東、殷人都河内、周人都河南。夫三河在天下之中、若鼎足、王者所更居也、(『史記』貨殖列伝)

と、周が「天下の中」である河南に都を置き王者として君臨したという。周は五百年にわたって伊洛の地にあり、人々は東遷の歴史を忘れていた。だからこそ太史公は「周は伐殷後に洛邑を造営して九鼎を置いたが、また陝西に都した」、「幽王の敗滅後に周は洛邑へ徙った」とわざわざ指摘する必要があったのだ(注28)。

三川は、交通の要衝であり、周の王畿であり、韓・秦・楚の重要な係争地であった。周の最後の王となった王赧は、三川の地のパワーバランスを楚との交渉の切り札としている(注29)。当時「周之亡也、其三川皆震。」という俗説があったとすれば、それは「いずれ周が滅びる際には、伊洛の三

川の地が震える」という露骨で直接的な予言であつたろう(注30)。『史記』周本紀には「威烈王二十三年、九鼎震。命韓・魏・趙為諸侯。」とあつて「三川震」との類似が注意され、『戦国策』秦策や『史記』張儀列伝には「周自知失九鼎、韓自知亡三川。」という対句も見える。「三川震」は「九鼎震」と同様、西周幽王ではなく東周王朝の衰亡を示す表現だった。

『左伝』は、「周之亡也、其三川皆震。」という戦国後期の俚諺を(「三川」をめぐる政治状況がまったく異なる)春秋後期の王子朝の乱に当てはめて萇弘の発言を作ったのではなからうか。周が亡びる際に震えるという「三川」とは、陝西ではなく伊洛盆地の三川の地だったと考えたい。

『詩』十月之交の「百川」・「震電」

はるかに遡って、『詩』小雅の十月之交には、次のようにある。

十月之交、朔日辛卯。日有食之、亦孔之醜。
彼月而微、此日而微。今此下民、亦孔之哀。
日月告凶、不用其行。四国無政、不用其良。
彼月而食、則維其常。此日而食、于何不臧。
燁燁震電、不寧不令。百川沸騰、山豕峩崩。
高岸為谷、深谷為陵。哀今之人、胡憚莫懲。(『毛詩』十月之交)

詩序は十月之交を「大夫刺幽王也」としており、これは西周の幽王期に起きた災害とされていたらしい(注31)。もちろん十月之交は、悪政を諷刺し下民の窮状を訴える詩で、自然現象の忠実な記録を志したものではない。幽王期に「日有食之」という天変と「百川沸騰」・「山豕峩崩」等の地異が

たまたま連続して生じたとも思えないが(注32)、『国語』はこれらの地異を幽王期の史実と考えて『左伝』の「周之亡也、其三川皆震。」に結びつけたと思われる。もちろん河川の「沸騰」(洪水)と「竭」(渇水)とは異なり、「百川」と「三川」とは同じではない。そもそも『詩』の「焠焠震電」や「百川沸騰」は幽王の悪政を象徴する表現で、『左伝』の「周之亡也、其三川皆震。」は戦国後期の伊洛盆地の重要性を強調する俗諺だった。本来これらは無関係だったが、『国語』は「百川」と「三川」などの表面的な類似によってこれらを結びつけたのだろう。すなわち、『左伝』が「西王の敗北」を予言した「周之亡也、其三川皆震。」を、伊洛ではなく陝西の周の滅亡を予言するものとして幽王の記事に嵌め込むために、『詩』の「百川沸騰、山冢率崩」や「焠焠震電」を踏まえて「幽王二年、西周三川皆震。」を作文したと思われる。これは、王子朝までの周都だった王城を「西周」、敬王以降に周都となった成周を「東周」とする戦国後期の用語を前提としたものとなるだろう(注33)。『国語』の「西周三川」を戦国期の認識から切り離して東遷以前の陝西に「三川」という地名が実在したとするのは不自然だが、なまじ幽王敗滅の歴史を知っていた『国語』は、「周之亡」を幽王敗滅だと解して陝西にも「三川」があったと考えたのだろう。「幽王二年」の年次も地震から幽王の敗滅までを「不過十年」とするために『国語』が創出したものと思われる。

ところで『詩』においては、幽王の悪政が原因で、日食や山川の崩沸はその応驗としての災害だとされているように見える。いっぽう『左伝』は、「三川皆震」を単なる予兆とし、それ自体を災害だとは見なしていないようだ。『国語』は、幽王二年の「西周三川皆震。」という一つの予兆に対し、同年の「三川竭、岐山崩。」と十一年の「幽王乃滅、周乃東遷。」という二つの応驗を与えるが、地震と直後の山崩れとは一連のものと解すべき

で、地震を予兆、山崩れを応驗とするのは不自然だ。一つの予兆に対して二つの応驗が起きたとする『国語』の不自然な構成は、『詩』と『左伝』とを無理につなぎ合わせたことに起因するか。

なお参考までに、『国語』にはこれ以外にも、文字の類似によって説話を創作したと思しき例が認められる。たとえば周の景王が銅銭を改鑄しようとして単穆公に諫められたという説話が周語下に見えるが、これは本来、君主が大鐘を鑄て(鑄ようとして)臣下に諫められるという類型的な説話(『慎子』・『曹沫之陳』・『莊王既成』等に見える)だったと思われる。また『史記』循吏列伝には、楚莊王が貨幣の軽さを憂えてこれを重くし、叔孫敖が諫めて撤回させた説話も見える。『国語』は「鑄大鐘」と「鑄大錢」との連想によってこれらを結合し、大錢への統一に反対する主張を単穆公に述べさせたものだろう(注34)。これは、先秦に成立していた説話を漢代の語彙や表現で書き改めたものではなく、主題そのものが漢代に属す、全く新しい説話となる。『国語』の完成の新しいさが窺えよう。

まとめ

以上の推論は、おおむね以下のようにまとめられるだろう。

① 戦国後期には、三川の地(伊洛盆地)に「西周」と「東周」とが分立しており、「周が滅びる際には三川が震える」・「九鼎が震える」との俗諺も行われていた。

② 戦国後期にはまた「春秋末期の王子朝の乱の際に、王子朝の重臣が王城(後の西周の地)で震死した」という伝承も存在した(『左伝』の記事文)。

③ これらを結合して「王子朝の乱の際に、萇弘が（「三川が震えるのは周が敗滅する予兆だ」との説を踏まえて）西王の敗北を予言した」という説話が作られた（『左伝』の会話文）。これにより、「三川が震えるのは周が敗滅する予兆だ」という伝承が、春秋期から存在したことになるってしまった。

④ また別に、『詩』には（おそらく幽王期のこととして）「日食が起き雷が降り注ぎ、山は崩れて百川は沸騰した」とあった。

⑤ 『国語』（の藍本）がこれらを結合して「幽王の時まず西周の三川が震え、ついで岐山の崩壊と渇水とが起こり、周が敗滅・東遷した」という記事を作成した。

⑥ 『国語』（の藍本）を踏まえて『史記』周本紀が作成された。

『国語』の編者は当然、陝西での周王朝の歴史や幽王敗滅・平王東遷の故事を知っていたはずだ。だが『史記』周本紀の太史公曰などによれば、漢初の「学者」らは、周が成王期から洛邑に都していたと思ひ込んでいた。「西周の三川」は、幽王時に震えた「三川」を通常の三川（河南の三川）と区別し陝西の三川だと強調するために『国語』が創出した地名だろう。「西周の三川」は「河南の三川」と対比してはじめて意味を持つだろうが、そもそも陝西に「三川」という地名があったという傍証も見当たらない。鄭玄は陝西の鎬京を「西周」、河南の王城を「東周」と呼んだが、これも東遷後にあった鎬京の遺跡を「西周」と呼んだ地名呼称で、東遷以前・以後という時代あるいは王朝を「西周」・「東周」と呼び分けたものではない。東遷以後の周王朝そのものを指す、あるいは東遷以後という時代を指す「東周」の語は、漢代以前に遡れず、おそらく杜預に初見する。東遷以前の周王朝あるいはその時代を指す「西周」の語についても、『国語』の用例

はこれに該当せず、やはり漢代以前には遡れないようだ。

「西周の三川」は『国語』が創出した幻の地名で、戦国河南の「三川」と『詩』に見える陝西の「百川」とが（「震」字を媒介として）結合されて生じたものと思われる。

注

（１）『詩』の「王風」や『春秋』の「王師」・「王人」等からは、いわゆる東周王朝を指す国名が「周」ではなく「王」であったことが窺える。

（２）『四部叢刊』等は「幽王三年」に作るが、明道本の「幽王二年」に従う。

（３）たとえば『論語』陽貨に「如有用我者、吾其為東周乎。」とあるが、この「東周」はもちろん東周王朝を指すものではなく、また現存する東周王朝に対立する王朝を立てようとしたものでもない。

（４）この間、恵王や襄王が出奔するという事件はあったが、これらが一時的な避難とされ遷都と呼ばれないのは、結果的に彼らが王城へ戻れたからにすぎない。平王東遷の経緯や時期については『繫年』等を踏まえた様々な議論があるが、しばらく『史記』周本紀などの通説に従う。

（５）『左伝』は王子朝が「作乱」したと記し、この事件は歴史的に「王子朝の乱」と呼ばれる。だがこれを「乱」とするのは王子朝を倒した王子匄（敬王）側からのレッテルだろう。たとえば後述する思王や考王はいずれも兄を弑して立ったが、これらは「乱」とは呼ばれない。王子朝は王子猛を倒して立ったが、その後は正当な周王を自認したはずだ。王城に拠る王（王子朝）から見れば、劉地で周王を称する王子匄（敬王）こそが反乱者だったろう。なお敬王の名を『史記』は「匄」と、『左伝』杜注は「匄」としており、梁玉繩は杜注を是とする。

そもそも王子猛はいわゆる未踰年の君で、父王の葬日に王子朝が「作乱」したため葬儀を行えなかったとされる。『春秋』の経文は彼を生前「王」と記すが、死後には「王子」と記してその王位を認めないようだ。

夏四月乙丑、天王崩。六月、叔鞅如京師葬景王。王室乱。劉子・单子、以王猛居于皇。秋、劉子・单子、以王猛入于王城。冬十月、王子猛卒。（昭公二十二年経）

其称「王猛」何。当国也。（『公羊伝』昭公二十二年）

（六月）丁巳、葬景王。王子朝因旧官百工之喪職秩者、与靈・景之族以作乱。……壬戌、劉子奔揚、单子逆悼王于莊宮以歸。……十一月乙酉、王子猛卒。不成喪也。己丑、敬王即位、館于子旅氏。（『左伝』昭公二十二年）

王子猛を正統の王だとして「悼王」と諡したのは敬王側だろうが、実のところ悼王が景王の太子だったという明文さえ『春秋』や『左伝』には見当たらない。

（『左伝』昭公十五年「六月乙丑、王太子寿卒。」の後に景王が新たな太子を立てた記事は無く、そのまま二十二年経「夏四月乙丑、天王崩。」に至る。）

水野卓『春秋時代の統治権研究』（汲古書院、二〇二〇年）は、二王が並立した王子朝の乱において「特定の祖先との一体化」が周王として承認される要件であった可能性を指摘する。水野は『左伝』の「西王」・「東王」を当時実際に用いられていた語と見、また経文の「天王居于狄泉、尹氏立王子朝。」により昭公二十三年秋の時点で王子丐（敬王）が「王」とされていたとするようだが、王子朝と王子丐とが互いを王として承認しあっていた、あるいは諸侯が彼らとともに王だと認めていたとも考えにくい。王子丐を「天王」としながら「尹氏立王子朝。」とする経文はたしかに不自然だが、この「天王」は王子丐を正統とする立場から追記された可能性もあるだろう。

王子朝が出兵に際して諸侯へ発したとされる檄文（『左伝』昭公二十六年）は「昔先王之命曰、王后無適、則択立長。年鈞以德、德鈞以卜。王不立愛、公卿

無私、古之制也。穆后及太子寿、早夭即世。单・劉賛私立少、以間先王。」としており、悼王が景王の適子であれば子朝の非難は成り立たない。この檄文は王子朝を景王の長子とするようだが、『史記』周本紀は悼王を「長子猛」と記す。

佐々木研太『遷邲鄆考』（『日本秦漢史研究』二一、二〇二〇年）は、この檄文のうち「用遷邲鄆」が介詞を欠く（「用遷于邲鄆」等としない）のは戦国中期以降の文法だと指摘した上で、檄文そのものは必ずしも戦国中期以降の偽作ではなく「前五一六年に書かれた檄文……を、戦国期後半に、すでに常態化していた文体で……書き写してしまったもの」だとする。「書き写し」の際に檄文がどの程度改変されたと想定しているか明らかでないが、この檄文のうち「至于厲王」から「而後效官」まで、「至于幽王」から「用遷邲鄆」まで、「至于恵王」から「咸黜不端」まではいずれも四字八句の三十二字で、「咸黜不端」の後にある「以綏定王家」を「用遷邲鄆」と「対の表現」とするのは不自然にも思える（「至于厲王」句は『繫年』にも見える）。そもそもこの檄文で王子朝が「不穀」を自称していることは、これが南方で書かれた（または「書き写し」された）ことを示すのではなからうか。

（6）王子朝は『左伝』定公五年春（奔楚から十一年後）に楚で殺されたが、翌六年にも僭^{たか}が「王子朝之徒」を率いて「以作乱于周」し、敬王は晋へ避難して、死せる王子朝が生ける敬王を走らせる事態となっている。

王城と成周との関係については後藤均平「成周と王城」（『和田博士古稀記念東洋学論叢』講談社、一九六一年）が整理しており、敬王による成周の修築が「相当大規模の、おそらく従来の面目を一新する大工事であったかと思われる」、「王城にほぼ匹敵する成周都城がその時成立した、と考えることができる」と指摘する。同「王才成周考」（『東洋学報』四四、一九六一年）も参照。

（7）『史記』は、この「定王」（姫介）の七代前の王（姫瑜）の諡も「定王」とするが、『太平御覧』皇王部引『史記』は姫介の諡を「貞定王」とする。

(8) 周本紀「威公卒、子惠公代立。乃封其少子於鞏以奉王、号東周惠公。」の「其少子」が「威公の少子」(惠公の弟。『漢書』古今人表や『晋書』地理志注等の説)なのか「惠公の少子」(威公の孫。『史記集解』引徐広説や『史記索隱』等の説)なのかが問題となる。

『史記』趙世家に「(成侯)八年、与韓分周以為兩。」とあり、二周の分立は周の内部事情によるものではなく趙と韓とによる分割だとされる。また『史記正義』引『述征記』に『史記』周顯王二年、西周惠公封少子班於鞏、以奉王室。為東周惠公也。」とあり、周顯王二年・趙成侯八年は六国年表では前三六七年にあたる。新城新藏『東洋天文学史研究』(弘文堂書店、一九二八年)は、『左伝』・『国語』の木星紀年を「前三六五年を元始甲寅とする」紀年法によつて前三三〇年以前に書かれたものとしたが、前三六五年は周公国の東西分立の翌々年にあたり、陝西を「西周」と呼ぶ『国語』が周公国の分立後ほどなく成立したと考えるのは困難ではないか。なお、新城説については注(18)も参照。

(9) 西周・東周の君主の諡号・諱や統柄については『韓非子』・『呂氏春秋』・『帝王世紀』・『世本』・『經典釈文』等に断片的な情報が見え、呉澄「東西周弁」や呉澄を踏まえた亀田鵬斎『東西周考』、また楊寛『戦国史料編年輯証』等が詳しく考証している。なお、新出の北大漢簡『周馴』(『北京大学蔵西漢竹書(参)』、二〇一五年)に「周昭文公」や「恭太子」が見え、『呂氏春秋』等に見える東周の「周昭文君」や『戦国策』東周策の「周文君」・「共太子」に比定される。周本紀は「西、周武公之共太子」というが、東周策の共太子・公子咎の説話と西周策の公子周最(周)は氏か)の説話とを混同したものか。

(10) 『史記』周本紀に「王赧時東西周分治。王赧徙都西周。」と、『索隱』に「西周、河南也。東周、鞏也。王赧微弱、西周与東分主政理、各居一都。故曰東西周。按、高誘曰、西周王城、今河南。東周成周、故洛陽之地。」とあり、また『索隱』引『系本』に「西周桓公名掲、居河南。東周惠公名班、居洛陽。」とある。

(11) 周本紀は西周滅亡の際「周君・王赧卒。周民遂東亡。」というが、直後に「秦取九鼎宝器。而遷西周公於憚狐。」とあるので、西周君の子弟を別地に立てて祭祀を継がせた可能性もあるだろう(「周君王赧」四字が王赧を指す可能性もある)。陳仁錫『史記考』は「後七歳、秦莊襄王滅東西周。」の「西」を衍とする(中華書局点校本もこれに従う)が、東周の滅亡にあわせて西周を改易したと見れば、必ずしもこれを衍とする要はない。秦本紀や秦始皇本紀には、呂不韋が東周君を「誅」して「尽入其国」した後に、秦が「周君」へ陽人の地を与えて祭祀を嗣がせたことが見える。

(12) ただし同年に韓が「成皋・鞏」を秦へ献じており、呂不韋が滅ぼした「東周」はすでに「鞏」ではなかった可能性もあるだろう。

(13) この応邵『漢官儀』佚文は、『芸文類聚』では

応邵『漢官』云、河南尹、所治周地。秦兼天下、置三川守。河・雒・伊也。漢更名河南。(郡部・河南郡)

漢更名河南。(職官部六・尹)

となっており、これは両周公を指す「東周」・「西周」の用法が六朝期に廃れたことを示すものかもしれない。ただし『広韻』も『芸文類聚』と同様に「応邵曰、河南尹、所以治周地。秦兼天下、置三川守。河・洛・伊也。漢更名河南太守也」と作っており、『太平御覧』の「洛陽、本成周。周之衰微、分為東西周。」が衍(注文の混入等)という可能性もあるのだが、これが衍であったとしても、応邵以降に「東西周」が戦国期の両周公を指す語として用いられていたことは変わらない。

(14) 阮元の按勘記は、宋本では孔疏の「還歸鎬京」と「為西周」との間に「為幽王滅於西周平王東遷洛邑因謂洛邑為東周謂鎬京」の二十三字があると指摘する。

(15) 『左伝』僖公二十三年の注に晋語を、文公十四年の注に楚語を引く。

(16) この機序については、竹田健二『『国語』周語における氣』(『中国研究集刊』八、一九八九年)や久富木成大「氣」の操作と祭祀―『国語』と『詩経』をめぐる―(『金沢大学文学部紀要』行動科学・哲学篇一七、一九九七年)等が詳細に分析している。

(17) 『山海経』大荒西経に「有西周之国。姬姓。食穀。有人方耕、名曰叔均。帝俊生稷、稷降以百穀。稷之弟曰台璽、生叔均。叔均是代其父及稷播百穀、始作耕。有赤国妻氏。有双山。」とある。『山海経』は「西周」を西方の異族と認識するようで、もしこれが漢代以前の作文だとしても、「東遷前の周王朝」を指す用例とはなるまい(『山海経』海外南経以降には注記の混入が目立ち、「帝俊生稷」から「始作耕」までもあるいは後人の注釈が本文に入ったものか)。

『資治通鑑外紀』周武王七年に『汲冢紀年』、西周、二百五十七年。」とあるが、これは『竹書紀年』の佚文ではなく、『史記集解』周本紀の『汲冢紀年』曰、自武王滅殷以至幽王、凡二百五十七年也。」を踏まえた作文だろう。

(18) 「天」が王子朝を見捨てたとする事後予言は『左伝』昭公二十二年「叔鞅至自京師、言王室之乱也。閔馬父曰、子朝必不克。其所与者、天所廢也。」にも見える。また『国語』の「西周三川皆震」一条に「夫天之所棄、不可其紀。」とあり、『左伝』の「天棄之矣」・「天所廢也」との類似が注意される。

なお筆者は、『左伝』の素材となった説話なり「左伝の藍本」なりが戦国期に存在したことを疑うものではないが、『左伝』全体の完成は漢代だと考えている。注(8)新城書は、『左伝』・『国語』の木星位置が漢代の基準より二次(六十度)ずれていること等から「前三六五年を元始甲寅とする無超辰の歳陰紀年法」を想定して『左伝』・『国語』の「製作年代」を前三三〇年以前と定めた。だが、同書三六七頁は三統暦の超辰法(百四十四年あたり一次)に従い「元始甲寅」を求めるようであり、また超辰を八十二・六年あたり一次とするようでもあり、その論旨は理解しがたい。「八十二・六年」については、八十四次(七周天)に

十一・八年と十二年との比を乗じたものかとも疑われるが、新城書は木星の位置を「ノイグバウエルの太陽及遊星表」により計算したと言いつ、Neugebauer, P. V. Abgekürzte Tafeln der Sonne und der großen Planeten, (Berlin, 1904) 一〇頁の諸元表や二三頁の表Ⅱ等はルヴェリエ Le Verrier, U. J. J. (一八一―一八七七)に従って木星の公転周期を一一・八五六年とするので、新城はこの古い数値によつて超辰の周期を八十二・六年と算出したのかもしれない。

筆者は暦や天文計算については門外漢だが、仮に太初元年(前一〇四年)を丁丑、元封六年(前一〇五年)を乙亥と定め、ここから八十六年ごとに一次の超辰を想定して単純に遡れば、新城の歳陰紀年法に合うのは「前三百四十五年頃」ではなく前二七六年癸未(白起拔郢の翌々年)から前一九一年戊辰(前漢惠帝四年)までとなり、これは『呂氏春秋』序意の「維秦八年、歲在涒灘」や『淮南子』天文の「淮南元年冬、太一在丙子」、馬王堆『五星占』の文帝前三年大淵献にも矛盾しないように見える。もし『左伝』・『国語』が前三六五年を甲寅とする無超辰の紀年を用いているとするなら、これは前三六五年や前三三〇年といった戦国中期ではなく、戦国後期の白起拔郢より後の成立となるのではないか(武帝期の歳次を限定せずに『呂氏春秋』・『淮南子』を活かすだけなら新城の歳陰紀年法に合うのは前三二四年から前一六五年までのうちいずれかの八十六年間となるだろうが、いずれにせよ前三三〇年以前にはなり得ない)。さらに、木星による予言記事が『左伝』のごく一部にしか見えず、外挿されたものと疑われることから、『左伝』全体の完成はこれらの予言記事の成立よりさらに遅れると考えられよう。

なお「超辰」とは、木星位置と歳次とのずれや、そのずれを解消するために歳次を動かすことを指す。十二次や六十干支による紀年は木星が十二年で周天することを前提とするが、実際には木星は約十一・八六二年で周天し、八十六年あたり一次(三十度)のずれが生じる。三統暦では年干支を超辰させるとし、

たとえば西紀四五年己酉の翌年は庚戌ではなく辛亥となるはずだが、実際にはこのように不便な措置は施行されず、単純に六十年で一周する無超辰の干支が木星の位置とは無関係に現代まで続けられている。

- (19) この時点では王子朝が王城を掌握しており、劉に拠る敬王側の裒弘が「周の滅亡」を示す予兆を歓迎することはあり得るかもしれないが、敬王を正統の周王とする建前の『左伝』が登場人物にさせる発言としてはやはり不適切だろう。

もしこれが真に春秋末期の裒弘の発言なら、これは「幽王の敗滅後に平王が擁立された」のではなく「西の幽王と東の平王とが対立していた」という歴史認識(『繫年』のような)を前提とした占断で、「三川皆震」は本来「周の滅亡」ではなく「東周の勝利、西周の敗滅」の予兆とされていたという解釈もあり得よう。だが、「天地之氣」は『礼記』郊特性や『呂氏春秋』に降る語で、「陽伏而不能出、陰迫而不能烝、于是有地震。」という理論も古いものではあるまい。

これは春秋末期に行われた占断ではなく戦国後期以降の作文だと考えたい。

- (20) 八月乙未に王城で、翌々日の丁酉に魯で、それぞれ別の直下型地震が起きたと考えることもできるだろうが、南宮極の訃報が到着するまでに二日を要したと解するほうがまだしも穏当だろう。

- (21) たとえば『史記』殷本紀に「武乙獵於河・渭之間、暴雷、武乙震死。」とある。

『春秋』でも地震は「地震」と表記され(文公九年・襄公十六年・昭公十九年・同二十三年・哀公三年)、単なる「震」は落雷を指すようだ(僖公十五年「震夷伯之廟」。なお隠公九年に「大雨震電」も見える)。趙汭『春秋左氏伝補注』は「但言「南宮極震」、明是以震死、不必為屋所压。」という(『通志堂経解』本。『四庫全書』本は「明」を「則」に作る)。

もちろん、地震なり落雷なりによって南宮極のような重要人物が急死したというのは出来すぎた話だろうし、そもそも王子朝の乱については関係者の不自然死が多すぎる。まず、景王の太子だった王子寿は『左伝』昭公十五年の六月

乙丑に卒しているが、二ヶ月半後の八月戊寅には太子の母后も崩じている。景王その人も、王子猛派の劉猷公・単穆公を肅正しようとした矢先に「心疾」により急死した(二十二年四月乙丑)。王の急死によって肅正を免れた劉猷公も、三日後(戊辰)に「無子」のまま卒し、単穆公によって劉文公が立てられた。劉猷公と劉文公との続柄は不明だが、杜注は劉文公を単子の元部下だとする。なお『左伝』は王が田狩にかこつけて単子や劉子を殺そうとしていたというのが、特に証拠は挙げていない。景王を嗣いだ王猛は十一月乙酉(経文では十月)に卒し、四日後(己丑)に敬王が即位したが、『春秋』・『左伝』とも王猛の死因を記さない(『史記』周本紀は王子朝による「攻殺」とする)。翌年には南宮極が震死し、昭公二十六年には王子朝側の召簡公が寝返って敬王を王城へ迎えたが、この召簡公も三年後には理由を記されないまま「京師」により「殺」された。楚へ亡命した王子朝も、楚地で「王人」により殺されたという。

- (22) 後述する『詩』十月之交の「燁燁震電、不寧不令。百川沸騰、山冢峯崩。」は、「震電」が「百川」に降り注いだとするものではない。

なお、『左伝』の「周之亡也其三川震」について杜注は「謂幽王時也。三川、涇・渭・洛水也。地動、川岸崩。」とするが、中井履軒『左伝逢原』は杜注を批判して「川旁之地震也、非特川岸。蓋山崩川塞之大祥矣。注泥「川」字、故有「岸崩」之解、不可從。三川者、拳地而言、非特數水。後史有「三河」之語、与此相類。」という。中井は「三川」を「三つの河川」ではなく附近全体を指す地名だと指摘し、後世の「三河」(陝東の河東・河内・河南)に類するものだというが、『左伝』の「三川」を陝東と見たわけではないようだ。

- (23) 陝西の洛水(北洛河)と河南の洛水(南洛河)とは同名異川。

- (24) たとえば『史記』に以下のようにある。

武王謂甘茂曰、寡人欲容車通三川、窺周室、死不恨矣。(『史記』秦本紀) なお李斯「諫逐客書」は

山崩而薄・落之水涸」と、『戦国策』趙策や『史記』趙世家に「吾国東有河・薄・洛之水」とある。君主の不徳によつて山が崩壊し川が阻塞されるという觀念がすくなくとも晋地にはあつたようだが、これは山東以東の平原部よりも陝西（西周・秦）や山西（晋）の地勢にふさわしいように筆者には印象される。

(33) 『公羊伝』は王子朝の乱について

秋、劉子・单子以王猛入于王城。王城者何。西周也。（昭公二十二年）

冬十月、天王入于成周。成周者何。東周也。（昭公二十六年）

と述べ、経文の「王城」・「成周」をそれぞれ「西周」・「東周」だと解説している。また『公羊伝』宣公十六年にも「成周者何。東周也。」とあるが、これらの伝文の成立は早くとも東周公国の成立（前三六七年）以降となり、春秋末期の孔子が口授したものはなり得ない。何注は「時王居王城邑、自号西周王。」と伝文を回護するが、悼王が「西周王」を自称したとも考えがたい。

(34) 『国語』周語下に「景王二十一年、将鑄大錢。」とあり、続けて「單穆公曰、不可。」云々として長文の批判を載せるが、周語下はこれの後に「二十三年、王将鑄無射、而為之大林。單穆公曰、不可。」云々や「王将鑄無射、問律於伶州鳩。」云々という記事も載せており（「無射」は鐘の名）、また『左伝』昭公二十一年

にも「天王将鑄無射。」とあつてこれは景王が「心疾」により崩じる伏線とされている。これらは本来「景王が大鐘を鑄ようとして諫められた」という同一の説話だったかとも疑われよう（『国語』が「鑄大錢」を景王二十一年とするのは『左伝』の魯昭公二十一年に牽かれたものか）。なお、「錢」は秦の恵文君が前三三六年に発行した国内通貨とされ（『史記』秦始皇本紀・六国年表）、諸子書における「錢」字の用例は『管子』輕重等、『墨子』備梯等や『韓非子』・『呂氏春秋』等に限られる。『穀梁伝』隱公元年の「錢、財曰賻」は『荀子』大略や『公羊伝』の「貨、財曰賻」を置換したもので漢代の作文となる。

『慎子』（『初学記』・『太平御覽』引）や上博楚簡『曹沫之陳』には魯莊公が

大鐘を鑄て（鑄ようとして）曹沫に諫められたという説話が見え、『説苑』には齊桓公が大鐘を鑄ようとして鮑叔に諫められたという説話が見える。上博楚簡『莊王既成』にも楚莊王が無射を鑄る説話が見え、魯莊公ないし楚莊王による大鐘の鑄造を批判する説話は戦国中期にはすでに行われていたらしい。だが、大錢の鑄造を批判する周語は戦国末以降の作文と思われ、良貨への切替により貨幣価値下落を抑止するという発想はおそらく漢代以降の。循吏列伝が拠った資料はそれほど古くない（『国語』周語は名目価値の異なる錢の並行を是として重錢への統一を非とするが、循吏列伝は貨幣の統一そのものは前提とした上で重幣への切替を非とする。なお、後者が楚莊王に仮託されていることも注意される）。

井上了（いのうえ・りょう）

一九七三年生まれ。大阪大学医学部附属病院主任。専門は中国伝世資料。

論文『孝経』各章の字数に関する試論（『集刊東洋学』第一二六号、二〇二二年）、『礼記』経解篇の脱簡について（『汲古』第八〇号、二〇二二年）、「太史公が見た『孟子書』の冒頭章をめぐって」（『新しい漢字漢文教育』第七二号、二〇二一年）、『春秋公羊伝』の「成立時期」について（『中国研究集刊』第六七号、二〇二二年）など。